

登米市議会改革推進会議 調 査 報 告 書

平成29年3月24日

登米市議会改革推進会議

委員長 及 川 昌 憲

副委員長 庄 子 喜 一

委 員 工 藤 淳 子

委 員 浅 野 敬

委 員 伊 藤 吉 浩

委 員 田 口 久 義

委 員 熊 谷 憲 雄

委 員 二階堂 一 男

委 員 岩 淵 正 宏

目 次

1. はじめに	1
2. 調査事件	1
3. 調査の経過	2
4. 調査の概要及び結果	
(1) タブレット端末の活用について	3
(2) 議会における事務事業評価について	3
(3) 政務活動費の公開について	3
(4) 議会基本条例の検証について	4
5. おわりに	5

資料1 登米市議会基本条例の一部改正について

資料2 登米市議会基本条例の検証結果について

1. はじめに

議会は、市長とともに市民の信託を受けた市の代表機関であり、市民の意思を的確に反映させるとともに、市として最高の意思決定を導く使命を担っている。

本市議会では、平成 23 年 12 月「登米市議会基本条例」を制定し、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するため、議会の役割と基本的事項を明示し、平成 24 年 4 月から施行している。

議会改革推進会議は、議会基本条例第 16 条の規定に基づき議会改革を継続的に推進するため設置されているものであり、その所管事務は「議会基本条例の検証及び見直し」、「議会機能のあり方」、「議会の改革」である。

本推進会議は、平成24年6月の設置以降3回目の委員構成となり、会派から選出された9名の議員をもって構成されている。

本年4月の改選により、現在の推進会議が解散となることから、平成27年1月に議会活動のさらなる活性化を図るための「通年議会」を導入して以降行ってきた調査活動内容について、報告するものである。

2. 調査事件

- (1) タブレット端末の活用について
- (2) 議会における事務事業評価について
- (3) 政務活動費の公開について
- (4) 議会基本条例の検証について

3. 調査の経過

調査事件については、前回の推進会議からの引継事項であった、「タブレット端末の活用」及び委員発案の「議会による事務事業評価」と「政務活動費の公開について」、さらに前回の推進会議で議長あて報告を行っている「議会基本条例の検証」の4点とした。

この4点について、13回の会議と2回の先進地視察を行い、調査事件の検討を重ねた。

◎会議開催状況（平成27年度）

開催日	開催内容
H27. 5. 14	正副委員長の互選
H27. 6. 8	これまでの経過及び今後の協議事項について
H27. 6. 26	タブレット端末の活用について
H27. 8. 31	行政視察(神奈川県寒川町)「タブレット端末の活用について」
H27. 9. 1	行政視察(東京都豊島区)「タブレット端末の活用について」
H27. 11. 24	タブレット端末の活用について
H27. 12. 14	タブレット端末の活用について
H28. 1. 15	タブレット端末の活用について タブレット導入に係る経費及び効果額の算定について 予算要求資料
H28. 2. 29	タブレット端末の活用について
H28. 3. 23	タブレット端末の活用について

◎会議開催状況（平成28年度）

開催日	開催内容
H28. 6. 14	これまでの経過及び今後の協議事項について
H28. 9. 20	議会における事務事業評価について 行政視察について
H28. 11. 21	行政視察(長野県大町市)「議会における事務事業評価について」
H28. 11. 22	行政視察(群馬県板倉町)「議会における事務事業評価について」
H28. 12. 13	議会における事務事業評価について 議会基本条例の検証について 政務活動費について
H29. 1. 25	議会基本条例の検証について
H29. 2. 22	議会基本条例の検証について 政務活動費について
H29. 3. 23	委員会調査報告書（案）について

4. 調査の概要及び結果

(1) タブレット端末の活用について

議会資料のペーパーレス化はもとより、市民により開かれた、分かりやすい議会を目指すとともに、幅広い議員活動を展開していくため、タブレット端末の活用について協議を行った。

本推進会議では、引継事項とされた「タブレット端末の活用」について、7回の会議と2回の先進地視察を行い、「議会タブレット端末機及び文書共有システム使用基準」の制定や導入するソフトや端末の選定などを協議した。

平成28年6月にタブレット端末を導入し、平成28年9月・12月と平成29年2月定期議会に利用した。

また、委員会調査時の会議資料の閲覧、行政視察の際には、情報収集のツールとして利用しているが、今後は、電子メール等による情報共有、SNSを利用した議員による情報発信など、ICT推進についてさらに深めていく。

(2) 議会における事務事業評価について

議会基本条例第9条において、「事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。」としている。議会本来の果たすべき責務を強化することで市の執行機関を監視及び評価するために、事務事業の評価を行うものである。

本年は、2回の会議と1回の先進地視察を行い、議会として、執行部の事業を監視・評価することは、大変重要であるとの認識から、本推進会議においては全会一致で「議会における事務事業評価」を行うべきとしたところである。

(3) 政務活動費の公開について

政務活動費は、「地方議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して交付することができる」と地方自治法で定められている。しかし、その用途について、近年、全国的に不正な支出が次々と明らかになっており、政務活動費に対する信頼性が揺らいでいる。

政務活動費は、「登米市議会基本条例」及び「登米市議会政務活動費の交付に関する条例」等に基づき、申請により交付している。また、収支報告については、政務活動費の交付に関する条例第9条に「収支報告書の提出と、領収書等その他の証拠書類の写しを添付するもの」と規定しており、議長への報告を義務づけている。

しかし、現在、収支等の公開状況は、収支報告のみを議会ホームページで公開しているものの、収支報告書及び領収書の写し等は、議会事務局での閲覧による公開としている。

そのため、登米市議会においても、政務活動費の使途に関して、透明性を図るため、議会基本条例の一部を改正し、収支報告書及び領収書の写し等を平成29年度交付分から議会ホームページで公開することとした。

（資料1「登米市議会基本条例の一部の改正する条例について」）

（４）議会基本条例の検証について

議会は予算や条例をはじめとする、自治体の重要な決定権を持っている。

議会の監視機能及び立法機能を十分に発揮するため、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図るとともに、市民との対話を重ね、政策提言や政策立案を積極的に行っていくことなど、議会運営の基本ルールを条例化したのが議会基本条例である。

議会基本条例第25条の規定に基づき、本条例の目的の達成状況についての検証を行い、「評価項目」、「実績」、「評価結果・達成度」、「方向性」を整理し、評価結果を取りまとめた。なお、平成27年3月26日に「登米市議会基本条例の検証結果について」を報告しており、委員会報告書のインターネット公開や傍聴環境の整備などが改善されていることを確認した。

（資料2「登米市議会基本条例の検証結果について（報告）」）

5. おわりに

平成 21 年 6 月 26 日、登米市議会の改革を求め「議会改革調査特別委員会」を設置し、従来の行政監視を中心とした「監視型議会」から、多様な市民の意を汲み上げ、市民の参画を推し進める「参加型議会」、政策提言を中心とした「提案型議会」の必要性を認識し、これからの登米市議会の進む道を明確にすべくそのスタートを切った。

以後、議会基本条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）の制定により議会改革を強力に推し進めることになり、更なる議会改革を継続的に取り組んでいくため、平成 24 年 6 月「議会改革推進会議」を設置。平成 25 年 2 月には、議員政治倫理条例の制定や議員定数条例の一部を改正し、平成 28 年 6 月にはタブレット端末の導入などを行ってきた。

その結果 2015 年議会改革度調査ランキングにおいて全国 1,460 の地方議会の中で、41 位にランキングされ、県内市町村ランキングでは 1 位となった。

しかしながら、議会の ICT 化による情報発信や議員による政策立案機能の強化、議会への住民参加など登米市議会が抱える課題も多く改革が必要な部分も未だに存在している。

調査事項に係る検討事項を下記のとおり取りまとめたので、次期推進会議でも検討を続けてほしい。

○ タブレット端末の活用について

市民への情報発信や市民からの意見の聴取など、情報共有のあり方が問われている。

このタブレット端末をペーパーレス化のみに終わらせることなく、多くの情報を正確に伝えるための手段として活用することが重要であり、情報共有と住民参加の強化を求めるとき、「情報発信」（スマートフォン・タブレット）、「議会 SNS による意見等の聴取」（フェイスブック・ライン・ツイッター・意見受付フォーム・アイデアボックス等）が必要であると思われる。そのためには、議会 ICT 推進計画を策定し、さらなる取り組みに向け、検討を続けてほしい。

○ 議会における事務事業評価について

議会における事務事業評価については、一定の方向性を示した。

評価することでより良い事業への進化を目指して、市民のためになることが最も重要なことである。そのためには、次年度からの実施を期待するものである。また、議会自らの評価も今後の検討・課題である。

○ 政務活動費の公開について

議員活動の透明性をより一層高めるため、政務活動費の領収書等をホームページで公開することを決定したところである。

今後は、政務活動の報告方法や旅費等の使途など、より市民目線に立った政務活動の見える化について、継続して検討することに努めていくことが重要と考える。

○ 議会基本条例の検証について

議会基本条例の検証では「市民意見をもとに政策立案等の強化」を拡充することとした。今後は、市民サポーター・政策サポーターの設置に向けた調査研究を行い、市民とともに政策を作る議会を目指すべきである。

また、基本条例評価表・実績評価結果・方向性を基に、さらなる議会改革に努められたい。

議会は市民の意見・利害等を多様に代表し、複数の人が話し合い、物事を決定する合議制の機関として、市民主権に基づくまちづくりを進める責任を果たさなければならない。

そのためにも議会は市長とともに市民からの信託を受けた、二元代表制の意思決定機関であることを自覚するとともに、議会としてのチーム力の強化を図ることが重要である。

次期議会改革推進会議が、登米市議会の更なる発展に向けた取り組みを進めることを切望し、調査報告とする。

※ ICT (Information and communication technology) 情報通信技術

情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

ITとほぼ同義語だが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

発議第 1 号

登米市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 8 日

登米市議会議長 沼 倉 利 光 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 佐 々 木 一

(別紙)

登米市議会基本条例の一部を改正する条例

登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 3 議会 は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提出の理由)

政務活動費の使途の透明性を高めるため、現在申請に基づき公開している領収書等を議会のホームページでいつでも閲覧できるよう改めるものである。

議会基本条例の検証結果について

議会改革推進会議における評価結果

議会改革推進会議において行った検証の詳細については、別紙「登米市議会基本条例評価表」のとおりであり、議会基本条例の条項ごとに「評価項目」を設定し、「実績」、「評価結果・達成度」、「方向性」を整理した。

なお、評価項目に対する実績、評価結果に基づき、今後のあり方を「方向性」として整理し、以下の4つの区分とした。

継続…評価項目については実施しており、今後も引き続き実施していくものについて、方向性を「継続」とする。

拡充…評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるものについて、方向性を「拡充」とする。

改善…評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるものについて、方向性を「改善」とする。

実施…評価項目については実施しておらず、今後も引き続き実施に向けた努力を行っていくものについて、方向性を「実施」とする。

以上を踏まえ、評価項目に対するこれまでの実績から、特に検討が必要と思われる項目について、議会改革推進会議の評価結果として、別紙のとおり報告する。

【評価項目】市民意見をもとにした政策立案等の強化**【方 向 性】拡 充**

執行部へ提言書を提出しているが、政策立案までには結びついていない。

今後は、積極的に政策立案を出せるように、さらなる調査研究を行っていく。

【評価項目】市政運営の監視評価**【方 向 性】拡 充**

本会議において、一般質問や代表質問などを通し、市政運営を監視しているが、議会として事務事業評価を行い、更なる市政運営の監視を強めていく。

【評価項目】会派による政策立案**【方 向 性】継 続**

会派登米フォーラムより政策企画調整委員会に提言書が提出された。しかし、協議の結果、本会議で議題として取り扱わないとの結論に至った。

今後も調査研究を行い、政策立案が積極的に出来るよう取り組んでいく。

【評価項目】議会による意見交換会の開催と質問・意見等の回答**【方 向 性】改 善**

意見交換会において、参加者の減少と固定化がされつつあり、特に、女性や若者が少なくなっている傾向にある。また、テーマも抽象的でわかりづらく、参加しにくい状況となっている。さらには、各団体より意見交換会の申し込みがあった場合の取り扱いについても、検討が必要である。

また、意見交換会が平成 28 年 7 月に行われ、質問・意見等の最終回答が平成 29 年 2 月と公開までに 7 カ月かかっている。今後、意見交換会のあり方や運営方針・質問・意見等の回答などの意見交換会全体の見直しが必要である。

【評価項目】全ての会議の原則公開**【方向性】改善**

本会議は原則公開の取扱いをしているが、常任委員会、特別委員会及び会議規則別表に定めるその他会議については、議長又は委員長の許可により傍聴を認めている。

各委員会での傍聴数は少ないので、ホームページ等で委員会での調査項目を記載するなどの会議内容を事前に告知する方法を検討する。

【評価項目】公聴会の開催**【方向性】実施**

今後は、公聴会が必要な案件について検討を続け、活用に向けて取り組んでいく必要がある。

【評価項目】重要な計画等の議決事件の追加及び追加事件の議決**【方向性】拡充**

追加事件の議決にあたっては、あらかじめ全員協議会を行うなど、事前の話し合いにより理解が十分に深まった。今後、庁舎建設を市の長期的な視点から議決案件として追加することについて、しっかりと検討していくことが必要である。

また、市の重要な案件を追加するにあたっては、十二分に検討が必要であるが、今後とも重要な案件については、積極的な参画に努めていく。

【評価項目】議会モニターの設置**【方向性】実施**

現在、議会モニター設置に関する規程は、平成24年4月1日施行しているが、設置にまでには至っていない。今後は、議会モニターの必要性について検討を続け、設置に向けて取り組んでいく必要がある。

【評価項目】 政務活動費の使途内容の公開**【方 向 性】 拡 充**

政務活動で要した費用の領収書等を公開することで、使途内容の透明性を図る。平成 30 年度（平成 29 年度支給分）に議会ホームページでの領収書等の公開に向け、条例を改正する。

【評価項目】 政策企画調整会議の設置**【方 向 性】 改 善**

議会基本条例第 7 条において、「議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。」としている。

今回、各委員会の提言書を提出されたが政策立案までには至らなかった。今後は意見交換会のあり方の見直しとともに、政策企画調整会議のあり方について整理が必要である。

【評価項目】 事務執行の監視及び評価**【方 向 性】 実 施**

これからも市長等と緊張感ある関係の保持、事務執行の監視及び評価について研究を続けていく必要がある。また、出来るだけ早い段階で事務事業評価へ取組、事業の適切な監視及び政策立案につなげるように調査研究を進めていく。

【評価項目】 反問権の付与・実施**【方 向 性】 実 施**

議会基本条例第 9 条第 3 項において、「出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。」としている。

内容や趣意の確認、論点や争点の明確化などの、内容を限定して反問権を認めている自治体議会もあり、今後、質問に対する執行部答弁の的確性などを踏まえ、実施に向けた働きかけについて検討が必要と思われる。

【評価項目】説明資料の要求**【方 向 性】改 善**

各常任委員会提出資料や別冊資料の提供など、説明資料は充実してきたが、現行資料での不足点等の洗い出しを行い、よりよい議会資料のあり方について、執行部と協議していく。

【評価項目】議員間討議の規定・実施**【方 向 性】拡 充**

常任委員会などで、執行部を退席させた中で自由討議を実施しているが、本会議における実施方法等について、活発な自由討議を目指し、今後も引き続き調査研究をする。

登米市議会基本条例評価表

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
前文		※略	—	—	—	—	—
目的	1条	この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	—	—	—	—	—
議会の活動原則	2条	(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	公平性、公正性及び透明性の確保 市民に開かれた議会運営	※ 第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も引き続き、市民に開かれた議会を目指していく。	1継続	
		(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見(以下「市民の意見等」という。)を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	※ 第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も引き続き、市民に開かれた議会を目指していく。	1継続	
		(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言(以下「政策立案等」という。)の強化に努めること。	市民意見をもとにした政策立案等の強化(第9条)	【総務企画常任委員会】 「登米市消防団改革に関する提言書」 「登米市避難計画の策定に関する提言書」 【産業建設常任委員会】 「市道の緊急点検及び修繕を求める提言書」 【福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会】 「登米市における汚染一般廃棄物の処理に関する提言書」	執行部へ提言書を提出しているが、政策立案までには結びついていない。 今後は、積極的に政策立案を出せるように、さらなる調査研究を行っていく。	2拡充	登米市空き家等の適正管理に関する条例の制定。 (H26)
		(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市民目線による市政運営の監視評価	一般質問や代表質問などを通し、市政運営を監視している。 一般質問等件数 (暦年集計) 【H27】 15日 69人 (1定期議会あたりおおよそ17人) 【H28】 14日 69人 (1定期議会あたりおおよそ17人)	本会議において、一般質問や代表質問などを通し、市政運営を監視しているが、議会として事務事業評価を行い、更なる市政運営の監視を強めていく	2拡充	【H25】16日78件 【H26】17日74件
議員の活動原則	3条	(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	自由討議 (関連条文:第13条)	常任委員会等において、請願審査、意見書の提出、委員会報告書の確認など、執行部を退席させた中で自由討議を実施してきた。 さらには、第二次総合計画・福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会など、一部委員会などを設置し、議員だけの討議を行っている。	自由討議の進め方について申合せに規定しているが、「議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営」を目指すべく、特別委員会などを設置するなど、実施方法等を深めていく必要がある。	1継続	
		(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動すること。	市民意見の把握 自己研さん	市民との意見交換会や先進事例の調査に努めた。	今後も各種研修会の参加や意見交換の開催する、先進事例の調査など、自己資質を高める不断の研さんに努めていく。	1継続	
		(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	市民全体の福祉向上を目指した活動の実施	※ 第2条、第3条は「議会及び議員の活動原則」を規定しており、その具体的な取組は、第5条以降で各評価項目に対する実績を掲載しているため省略。	今後も、特定の団体や出身町域の代表にとどまらない、市民全体の福祉向上を目指す取組を行っていく。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
会派	4条	議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	5会派を組織。	—	—	
	2	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成する会派の構成	—	—	—	
	3	会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	会派による政策立案	「平筒沼ふれあい公園隣接地に市営パークゴルフ場の整備を要望する提言」が、登米フォーラムより政策企画調整委員会に提出されたが、協議の結果、議題として取り扱わないとの結論に至った。	政策企画調整会議に提言書が提出された。しかし、政策につながる提言ができなかったため、今後も調査研究を行い、積極的に取り組んでいく。	1継続	空き家条例の素案作成(登米フォーラム)。
市民参加及び市民との連携	5条	議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	議会による意見交換会の開催 (関連条文:第14条)	【H27】「議会、市政に期待すること」 9会場(参加者数・・126人) 意見要望等件数・・160件 【H28】「登米市の魅力 再発見」 9会場(参加者数・・125人) 意見要望等件数・・140件 「コミュニティ等の運営に係る意見交換会について」 1会場 (参加者 28人)	最近は、参加者の減少と固定化がされつつあり、特に、女性や若者が少なくなっている傾向にある。また、テーマもわかりづらく、参加しにくい。今後は、運営や開催について、改善の余地がある。 さらには、各団体より意見交換会の申し込みがあった場合の取り扱いについても、検討が必要である。	3改善	【H24】 (18会場) 参加者 198人 意見要望 306件 【H25】 (21会場) 参加者 170人 意見要望 331件 【H26】 (21会場) 参加者 207人 意見要望 306件
			意見交換会で出された質問・意見等の回答の公開	・意見交換会の実施・・・7月13日・14日 ・意見等をホームページへ掲載・・・8月17日 ・意見等に対する最終回答をホームページへ掲載・・・H29.2.1	意見交換会の実施から最終回答を公開するまでに7カ月かかっている。今後は、迅速に回答できるように検討する。	3改善	
			傍聴環境の整備	議場内に傍聴者用の大型ディスプレイを設置し、議会中継および質問時の補足説明資料を表示。 【H27実績】 11人 62枚 【H28実績】 23人 157枚 ・傍聴実績(定例会・臨時会・予算決算審査特別委員会)※暦年集計 【H27実績】 31日 245人 【H28実績】 34日 321人 ・傍聴者数を増やす為に、防災無線及びH@FMにて、議会開催のお知らせ さらに生中継及びネット配信を行った。 アクセス件数 【H27実績】 生中継 3,756件 39日 録画中継 5,697件 【H28実績】 生中継 6,991件 44日 録画中継 4,059件	今後とも、傍聴しやすい環境に整備を行い、より多くの市民の方に傍聴に来てもらえるように整備を行っていく。	2拡充	・傍聴席までの階段に手すりを設置(H25.9.24)。 ・傍聴実績 ※暦年集計 【H24】 42日 109人 【H25】 35日 127人 【H26】 33日 53人 生中継及び録画中継のアクセス件数 【H24】 生中継・・・42日 6,770件 録画中継・・・3,552件 【H25】 生中継・・・35日 5,902件 録画中継・・・3,635件 【H26】 生中継・・・33日 4,632件 録画中継・・・2,976件

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
	2	議会は、定例会及び臨時会(以下「本会議」という。)のほか、全ての会議を原則公開とする。	全ての会議の原則公開	本会議は原則公開の取扱いをしているが、常任委員会、特別委員会及び会議規則別表に定めるその他会議については、議長又は委員長の許可により傍聴を認めている。 【H27実績】 庁舎建設特別委員会 12人 予算審査特別委員会 5人 決算審査特別委員会 4人 議会運営委員会 2人 全員協議会 7人 【H28実績】 教育民生常任委員会 11人 庁舎建設特別委員会 13人 予算審査特別委員会 21人 決算審査特別委員会 4人 政策企画調整委員会 1人 全員協議会 6人	各委員会等の傍聴数は少ないので、ホームページなどで委員会での調査項目を記載するなどの会議内容を事前に告知する方法を検討する。	3改善	
			会議録 (関連条文:第6条第2項)	本会議及び各特別委員会の会議録については、ホームページの検索システムにより閲覧に供しているが、常任委員会及びその他会議については、請求があった場合のみ公開している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
			傍聴者への資料提供	傍聴者用に用意した資料を提供	これまでどおり取り組む。	1継続	
			議案・関係資料の公開	受付に議員に配布した資料と同じものを傍聴者用閲覧資料として3部用意し、傍聴席など指定した場所で閲覧することができる環境を整備している。 また、ホームページには議案、提案理由説明、予算書(抜粋)を掲載している(H25第2回定例会から公開)。	これまでどおり取り組む。	1継続	
			議会映像の公開 (関連条文:第6条第2項)	インターネット上及び庁内で、生中継及び録画中継を実施(本会議・各特別委員会)している。 実績は、第5条第一項に記載	これまでどおり取り組む。	1継続	
			その他の議会情報の公開 (関連条文:第6条第2項)	上記のほか、ホームページにおいて、各種会議の開催状況、議決結果、各議員の賛否一覧、議長交際費執行状況、政務活動費収支報告などを掲載している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	3	議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用	庁舎建設に関する調査特別委員会小委員会で、宮城大学の徳永幸之氏を参考人として招致し、「登米市新庁舎位置選定等」についての意見を聴取した。	今後も積極的な活用を行っていく。	2拡充	
			公聴会の開催	実績なし。	今後は、公聴会が必要な案件について検討を続け、活用に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	
	4	議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	請願・陳情の受理件数 【H27】請願1件 陳情20件(市内6、市外15) 直接説明 1件 【H28】請願1件 陳情18件(市内7、市外12) 直接説明 1件	直接説明する機会の拡充に向けて取り組んでいく必要がある。	2拡充	【H24】 請願0件 陳情5件 【H25】 請願1件 陳情9件 【H26】 請願0件 陳情22件
	5	議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	議会モニターの設置(関連条文:第8条)	実績なし。	今後は、議会モニター設置の必要性について検討を続け、設置に向けて取り組んでいく必要がある。	4実施	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
広報・広聴活動	6条	議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案に対する各議員の賛否結果の公表 (関連条文:第5条第2項) 市民に対する市政情報の提供	ホームページ及び議会だよりで公表。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	ホームページ充実による議会情報の発信 (関連条文:第5条第2項)	議員名簿、議会開催状況、議会概要など掲載。	これまでどおり取り組む。	1継続	
			議会中継 (関連条文:第5条第2項)	ホームページ上で生中継と録画中継を配信。 実績は、第5条第1項に記載	さらに、議会の情報を発信するためにも、スマートフォンを活用しての中継配信を検討する。	2拡充	生中継及び録画中継のアクセス件数 前回の実績は、第5条第1項に記載
			会議録の公開 (関連条文:第5条第2項)	ホームページから過去の会議録が検索可能。 アクセス件数 【H27】・・5,966件(月平均497件) 【H28】・・3,945件(月平均329件)	これまでどおり取り組む。	1継続	アクセス件数 【H24】2,918件 【H25】3,786件 【H26】3,397件
			議案・関係資料の公開 (関連条文:第5条第2項)	ホームページ上で議案、提案理由説明、予算書(抜粋)を掲載	これまでどおり取り組む。	1継続	
			委員会報告書の公開 (関連条文:第5条第2項)	議会だよりでは、委員会調査の概要を報告している。 また、ホームページ上では、H27.9月分より委員会調査報告書を公開している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
			議員の視察報告の公開 (会派による政務活動報告及び常任委員会における視察報告)	常任委員会における視察報告は、委員会調査報告を行い、ホームページ等で公開しているが、会派による視察報告は申請により公開。	今後は会派による視察報告も、ホームページ等での公開に向けて調査研究を行う。	2拡充	
			政務活動費の使途内容の公開	広報紙(年1回)及びホームページ上で、使途ごとに収支報告。	平成30年度(平成29年度支給分)から議会ホームページでの領収書等の公開に向け、条例を改正する。	2拡充	
			議長交際費の公開	ホームページ上で毎月公開。	これまでどおり取り組む。	1継続	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
	3	議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場(以下「意見交換会」という。)の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	議会による意見交換会の開催(関連条文:第5条第1項)	意見交換会の実績は、前述(第5条第1項)のとおり。	政策企画調整会議を中心に、様々な課題の整理を行っている。実施から最終の公開に至るまで約7カ月を要しており、公開方法とともに開催の方法についても見直し・検討が必要である。	3改善	
	4	議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	各常任委員会から3名ずつ選出し、9名で構成。 【所掌事務】 (1) 市民との意見交換会の企画及び運営に関すること。 (2) 市民との意見交換会で聴取した意見等の整理に関すること。 (3) 議会報の編集に関すること。 (4) 議会のホームページに関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。	適切に所管事務が実施されている。	1継続	
	5	前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第4号) 施行年月日(H25.4.29)	制定済。	—	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
政策企画調整会議	7条	議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	議長、副議長並びに議会運営委員会委員、各常任委員会及び広報広聴委員会の各委員長の12名で構成。 【所掌事務】 次に掲げる意見及び政策提言について、議会としての対応方針を協議。 (1) 市民との意見交換会で聴取した意見 (2) 常任委員会による政策提言 (3) 特別委員会による政策提言 (4) 会派による政策提言 (5) 議員による政策提言 (6) 前各号に掲げるもののほか、その他議会に寄せられた意見であって、議長が必要と認めるもの 【主な取組】 ・意見交換会において出された意見・要望等の取りまとめを行った。 意見要望等件数(H27…160 H28…140) ・各常任委員会から提出された、提言書等について、協議を行った。 【総務企画常任委員会】 登米市消防団改革に関する提言書 登米市避難計画の策定に関する提言書 【教育民生常任委員会】 平筒沼ふれあい公園隣接地に市営パークゴルフ場の整備を要望する提言について 【産業建設常任委員会】 市道の緊急点検及び修繕を求める提言書の提出について 【福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会】 登米市における汚染一般廃棄物の処理に関する提言書	各委員会の提言書を提出されたが政策立案までには至らなかった。今後は意見交換会のあり方の見直しとともに、政策企画調整会議のあり方について整理が必要である。	1継続	意見交換会 意見要望等件数 H24①…154件、 H24②…152件、 H25…331件、 H26…306件
	2	前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第5号) 施行年月日(H24.4.1)	制定済。	—	
議会モニター	8条	議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置 (関連条文:第5条第5項)	設置していない。	議会モニターの設置に向けて調査研究していく。	4実施	
	2	前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定(H24.3.23告示第7号) 施行年月日(H24.4.1)	設置規程の制定は行っただが、設置には至っていない。	—	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
市長等との関係	9条	議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価 政策立案による市政の発展(関連条文:第2条第3号)	一般質問などを通して、議会として事業の適正な監視をしているが、評価の部分については、今年度長野県大町市・群馬県板倉町の先進地を視察し、現在調査・研究中である。	今後は、市長等と緊張感ある関係の保持、事務執行の監視及び評価について研究を続けていく必要がある。また、出来るだけ早く事務事業評価へ取り組み、政策立案につなげるよう調査研究を進めていく。	4実施	
	2	本会議における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答制の実施	1問目は演壇にて一括質疑を行い、2問目以降は発言席にて一問一答方式を実施している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	3	議長から本会議又は委員会等への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	反問権の付与・実施	付与しているが、実績はない。	内容や趣意の確認、論点や争点の明確化などの、内容を限定して反問権を認めている自治体議会もあり、今後、質問に対する執行部答弁の適格性などを踏まえ、実施の働きかけについて検討が必要と思われる。	4実施	
	4	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じた市長等への文書質問	実績なし。	適切な運用について、研究していく。	4実施	
市長による政策等の形成過程の説明	10条	議会は、市長が提案する政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則(以下「条例等」という。) (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求(1)～(8)	全員協議会や特別委員会、各常任委員会等での事前説明を行っている。	本会議において十分に説明を受けている。しかし、更なる高みを目指すため、まだ説明を受けていないものも含めて、より一層の説明をしてほしい。	2拡充	
	2	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化 執行後における政策評価に役立てる審議	議会からの提言等についての実績は第2条3項に記載。	議会として提言書を提出しているが、政策立案までには結びついていない。議員・常任委員会・特別委員会において、議論が活発にはなっているが、評価のなかでは、常任委員会を中心として、執行部の政策評価を検証している。レベルアップを図っている。	3改善	

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
提 出 策 要 説 明 資 料 の	11条	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	一般質問及び議案に対する資料請求の申出を議長あて行っている。 また、予算及び決算の審査にあたって各常任委員会や別冊資料等、説明資料は充実している。	現行の資料の不足点を洗い出し、よりよい議会資料のあり方について、執行機関と協議をしていく。	3改善	
議 決 事 件	12条	法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画 (2) 登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画 (3) 登米市環境基本計画 (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	(1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画 第二次総合計画(H28－H37)の事件を審議・議決(H27.9.25可決) (2) 登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画 第三次行財政改革大綱(H28-H32)の事件を審議・議決(H27.12.10可決) (3) 登米市環境基本計画 環境基本計画(H28－H37)の事件を審議・議決(H28.3.2可決) (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結 ・女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結について(H27.3.10可決) ・同協定に係る附帯決議を同日可決	追加事件の議決にあたっては、あらかじめ全員協議会を行うなど、事前の話し合いにより理解が十分に深まった。今後、庁舎建設を市の長期的な視点から議決案件として追加することについて、しっかりと検討していく必要がある。 また、市の重要な案件を追加するに当たっては、十二分に検討が必要であるが、今後とも重要な案件については、積極的な参画に努めていく。	2拡充	
議 員 相 互 間 の 討 議	13条	議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議(自由討議)の規定・実施 (関連条文:第3条)	常任委員会等において、執行部を退席させた中で自由討議を実施している。 ＜参考:自由討議に係る申合せ＞ ＜進め方＞ ① 自由討議は、質疑終結後、動議があったとき又は議長・委員長が必要と認めたときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。 ② 自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないことを原則とする。ただし、議長・委員長が必要があると認めたときは、会議に諮って時間や回数等に制限を加えることができる。 ③ 自由討議は、原則公開して行うものとする。ただし、秘密会においてはこの限りではない。 ④ 自由討議を行う場合は、出席を要請した市長等を退席させるものとする。ただし、動議又は議長・委員長が必要があると認めたときは、会議に諮って在席させることができる。	「議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営」を目指すべく、各委員会等については、現在も実施をしているが、本会議における実施方法等について、活発な自由討議を目指し、今後も引き続き調査研究していく。	2拡充	
	2	議員は、本会議及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成				

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
委員会等の適切な運営	14条	議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	定例会(定期議会)最終日に報告を行っている。また、インターネットでの生中継及び録画配信、ホームページでの公開や議会広報にて公開している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	①委員会による積極的な政策立案 ②委員会による市政運営の監視評価 (関連条文:第9条第1項)	【総務企画常任委員会】 「登米市消防団改革に関する提言書」 「登米市避難計画の策定に関する提言書」 【産業建設常任委員会】 「市道の緊急点検及び修繕を求める提言書」 【教育民生常任委員会】 「平筒沼ふれあい公園隣接地に市営パークゴルフ場の整備を要望する請願」 【福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会】 「登米市における汚染一般廃棄物の処理に関する提言書」	今後は、提言のあり方について、整理を行い、政策立案を積極的に実施していくとともに、委員会等による市政運営に係る評価について、取り組んでいく必要がある。	2拡充	
	3	委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催	【総務企画常任委員会】 ・消防支団 消防団の現状と課題について ・各コミュニティ団体 コミュニティ団体の実情と課題について 【教育民生常任委員会】 ・とめ漕艇協会 長沼ボート場整備と海洋スポーツの今後について ・宮城県保健福祉部医療整備課 宮城県立循環器・呼吸器病センターの今後のあり方について 【産業建設常任委員会】 ・JA 地域営農ビジョンについて ・農業委員会 農業委員会の新体制について ・登米地域商工会連絡協議会、宮城県商工会連合会 今後の商工振興策について	実施した開催方法や公開方法などについて、更なる充実を図るために見直し・検討していく。	1継続	
政務活動費	15条	会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	月額25,000円/人。 5会派、3議員へ交付。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	収支報告のインターネットでの公開を行っている。また、1円以上の経費について領収書(写)の添付を義務付けており、申請に基づき、公開している。	インターネットでの公開は収支報告だけでなく、透明性の確保を図るためにも、領収書(写)の公開を進めていく。	3改善	平成29年4月1日施行に向けて、条例を改正する。

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議会改革推進会議	16条	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	各会派から選出された9名により構成。 【所掌事務】 (1) 議会基本条例第25条に定める、目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。 (2) 議会機能のあり方に関すること。 (3) その他議会の改革に関すること。 【H27実績】 ・登米市議会タブレット端末機及び文書共有システム使用基準 (H28.3.22可決) ・ICT化の推進 【H28実績】 ・議会タブレットの実施 ・議会基本条例の検証 ・事務事業評価導入に向けた検討	適切に所管事務が実施されている。	1継続	【H24実績】 ・議員政治倫理条例案の提出 (H25.2.5可決) ・定数条例の一部改正案の提出 (H25.2.5可決) 【H25実績】 ・通年議会導入に向けた検討 【H26実績】 ・通年議会導入に係る条例等の一部改正案等の提出 (H26.9.24可決) ・基本条例の検証
	2	議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	実績なし。	必要に応じて委嘱する。	1継続	
	3	第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	設置規程の制定 (H24.3.23告示第6号) 施行年月日 (H24.4.1)	制定済。	—	
調査機関の設置	17条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	実績なし。	今後は、学識経験者が必要と思われる案件について検討を続け、必要に応じて調査機関の設置に向けて取り組んでいく必要がある。	1継続	
	2	議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加	実績なし。	実績なし	1継続	
	3	第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	実績なし。	総合的に調査機関の設置について検討していくことが必要と思われる。	1継続	
議員研修の充実強化	18条	議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化 (関連条文:第3条第2号)	議会主催による「議員研修会」を開催 (H28年度は、宮城県経済商工観光部富県宮城推進室小野寺室長より、「富県宮城の実現について」の講演をいただいた)。その他にも県議長会主催の研修会への参加及び栗原市、一関市との3市議員交流会時の研修会にも参加している。	これまでどおり取り組む。	1継続	
	2	議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置				

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議会事務局の体制整備	19条	議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	人的・組織的側面において調査法務機能の充実強化は図られていないが、事務局7名体制という限られた人員の中、事務局長を中心に、執行機関に対する議会の監視力を底辺で支えた。また、政策立案サイクル確立に向け議員とともに研さんに努めた。	今後は、議会事務局の法務機能強化に向け、人員配置、市当局との併任発令など、他自治体議会の状況も参考に検討していく必要がある。	1継続	
議会図書	20条	議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	図書室は、種類ごとに区分し整理 図書台帳…整備済 図書室規程…H28.3月整備済み	各種文献はもとより、先進事例集や各種研修案内など、議員の要望も取り入れながら、図書室の充実に努める必要がある。	1継続	
議員定数	21条	議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	実績なし。	議会の果たす役割を考慮し、必要に応じて定数のあり方について検討する必要がある。	1継続	H17.4.29～H21.4.28 48人 (合併特例による) H21.4.29～H25.4.28 30人 H25.4.29～H29.4.28 26人
	2	議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	実績なし。			区長など15人の参考人招致を実施(H25.1.10)。
	3	議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案				平成25年2月14日条例第2号における条例改正は、提出者遠藤音議員、賛成者及川昌憲議員ほか5名により提出。
議員報酬	22条	議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	実績なし	議会の果たす役割を考慮し、議会の活性化を目指すとき、十二分に検討すべきである。	1継続	H17.4～H21.4(経過措置 48人) ・議長 351,000円、 副議長 288,000円、 議員員 268,000円 H21.4～H21.11(30人) 議長 529,000円、 副議長 458,000円、 議員 428,000円 H21.12～H25.4(30人) 議長 491,000円、 副議長 425,000円、 議員 398,000円 H25.4～(26人) 議長長 491,000円、 副議長 425,000円、 議員 398,000円
	2	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用				
	3	議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案				

登米市議会基本条例評価表

(注1)方向性の欄には、1継続、2拡充、3改善、4実施 を記入する

	条	条文	評価項目	実績	評価結果・達成度	方向性	備考
議員の政治倫理	23条	議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	倫理条例の制定	実績なし。	これまでどおり取り組む。	1継続	登米市議会議員政治倫理条例(平成25年2月14日登米市条例第1号) 登米市議会議員政治倫理条例施行規程(平成25年2月14日議会告示第1号)
最高規範性	24条	この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例等を制定してはならない。	基本条例の趣旨に反する条例等の制定	実績なし。	これまでどおり取り組む。	1継続	
見直し手続き	25条	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	基本条例が施行された平成24年4月1日以降の検証に係る評価項目、実績の洗い出しを行い、作業シート・評価シートを作成し、平成27年3月26日に一回目の報告書を議長へ提出しており、前回の評価検証を確認し、今回の検証が、二回目となる。	今後も基本条例の評価・検証を行い、より良い市民に開かれた議会を作っていく。	1継続	
	2	議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	—	—	—	—	

※評価項目…全国市議会議長会などで実施している各種調査を参考に「作業シート」を作成し、実績の洗い出し作業を行い、条文の規定に即した評価項目をリストアップ。

※実績…議会基本条例施行後の平成27年度分と平成28年度分を計上。

※議会基本条例のうち、検証が不要と判断したものについては「—」と表示。